

山梨県官民協働事業提案制度実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、県との協働で取り組むことを内容とした民間事業者等からの提案を一元的に受け付け、審査し、及びその活用を図るための仕組みを設けることにより、民間事業者等の創意工夫を活かし、もって複雑多様化する行政課題への迅速かつ的確な対応に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 民間事業者である法人（法人を設立しようとする者を含む。）及び個人事業者並びにこれらの者で構成される共同体をいう。
- (2) 協働事業提案 次条第1項の規定による提案をいう。
- (3) 特定協働事業提案 協働事業提案であって、当該提案のうちに、当該提案を行う者（以下「提案者」という。）が新商品として生産する物品を県が買い入れ若しくは借り入れる契約の締結又は提案者から県が新役務の提供を受ける契約の締結が含まれるものをいう。
- (4) 審査会審査 山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）別表第2に規定する山梨県官民協働事業提案等審査会（第6条第4号及び第11条第1項において「審査会」という。）の合議による、次に掲げる審査をいう。
 - ア 協働事業提案について、実現可能性、県との連携可能性その他の事業推進の基礎的な条件が具備されているかどうかの判断及び当該提案に係る主管の部局の決定をするための審査
 - イ 特定協働事業提案について、第5条の規定による申請に基づき、当該提案に係る新商品若しくは新役務又は新商品の生産若しくは新役務の提供が、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第12条の3第1項各号の規定に適合しているかどうかの確認をするための審査

(提案)

第3条 民間事業者等は、県との協働で取り組むことが必要と思料する事業について、書面により提案することができるものとする。

2 次に掲げる者は、協働事業提案を行うことができないものとする。

- (1) 政治団体又は宗教団体である者
- (2) 自己又はその役員等が次のいずれかに該当する者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等した者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請け契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たりその相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

（３）前２号に掲げるもののほか、県との協働で事業を実施することが適当でないと認める者

３ 協働事業提案の手續に関し必要な事項は、別に定める。

（提案の要件）

第４条 協働事業提案は、次に掲げる要件を満たさなければならないものとする。

（１）提案者が保有する技術、知見等を活用したものであること。

（２）当該協働事業提案と県が実施する事業との間に関連性が認められるものであること。

（３）当該協働事業提案の実施により、県が取り組むべき課題の解決につながる等の成果が見込まれるものであること。

（４）提案者が当該協働事業提案を自ら実施することができる能力及び意欲を有すること。

２ 次のいずれかに該当すると認められる協働事業提案については、受付けをしないことができるものとする。

（１）当該協働事業提案の内容が法令に違反するものである場合

（２）当該協働事業提案の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるものである場合

（新事業分野開拓者認定）

第５条 特定協働事業提案を行う提案者は、第３条第１項の規定による提案と併せ、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の２第１項第４号の認定（以下「新事業分野開拓者認定」という。）を書面により申請することができるものとする。

（提案の取扱い）

第６条 提案者から協働事業提案があったときは、高度政策推進局長は、提出された書類を確認し、受け付けることを相当と認めたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処理を行うものとする。

（１）県の既存の事業において対応することが適当と認めるもの 当該事業を所管す

る部局への回付

- (2) 前号に掲げるもののほか、当該協働事業提案に係る所管の部局が単独に定まるもの 当該部局への回付
- (3) 当該協働事業提案に係る所管の部局が複数にわたるもの 主管の部局の調整及び決定並びに関係部局への回付
- (4) 第1号に掲げるものを除くほか、当該協働事業提案の内容が重要な課題解決に資する可能性があると認めるもの 第2条第4号ア（前条に規定する申請が行われているものにあつては、同号ア及びイ）に掲げる審査会審査のための審査会の開催の要請並びに主管の部局の決定及び通知

（措置及び報告）

第7条 前条に規定する処理において提案の回付を受けた部局又は主管と決定された部局（以下「主管部局」と総称する。）は、当該協働事業提案の具現化のための措置（連携協定の締結、事業への補助、契約の締結その他の当該協働事業提案の事業化等のための方策をいう。）を検討し、必要な事務手続を経て、その措置を講ずるものとする。

- 2 主管部局の長は、前条に規定する回付又は通知を受けた日から1か月以内に、前項の規定により講ずることとした措置（措置の確定に相当の時間を要する場合その他やむを得ない事情により措置の確定に至らない場合においては、措置の方針）について、高度政策推進局長に報告するものとする。
- 3 高度政策推進局長は、主管部局の長に対し、協働事業提案に係る事業化等の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができるものとする。

（通知等）

第8条 高度政策推進局長は、前条第2項又は第3項の規定による報告を受けたときは、提案者に対し、当該協働事業提案の取扱いの方針その他必要な事項を通知するものとする。

- 2 高度政策推進局長は、前項の規定により通知する場合を除くほか、提案者に対し、第6条第4号の審査会審査の結果について通知するものとする。
- 3 提案者は、自らが行った協働事業提案の取扱いの方針について問合せを行うことができるものとする。

第2章 新事業分野開拓者認定

（要件）

第9条 新事業分野開拓者認定を受けようとする提案者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 営業に関し必要な許認可、資格等を有していること。
- (3) その他知事が必要と認めて別に定める要件

2 新事業分野開拓者認定の対象となる新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （１）新事業分野開拓者認定を受けようとする者が自ら企画・開発し販売元となる製品又は自ら企画・開発し主たる部分を自ら提供する役務であること。
- （２）新商品等の販売又は提供に関し必要な許認可、資格等に基づき販売又は提供されるものであること。
- （３）JIS 規格その他の品質及び安全性に関する基準に適合しているものであること。
- （４）他者の知的財産権を侵害していないものであること。

（申請）

第 10 条 第 5 条の規定による申請は、認定申請書（第 1 号様式）に、実施計画その他別に指定する書類を添えて提出することにより行うものとする。

（認定審査）

第 11 条 前条の認定申請書の提出があった場合において、当該申請について審査会に付議することが適当と認めたときは、高度政策推進局長は、第 2 条第 4 号イに掲げる審査会審査のための審査会の開催を要請するものとする。

2 新事業開拓者分野開拓者認定を受けようとする提案者が第 9 条第 1 項に規定する要件を満たさない場合又は認定申請書の内容が同条第 2 項に規定する要件若しくは第 13 条の審査基準を明らかに満たさないと認められる場合においては、前項の審査会審査を経ずに、不認定とすることができる。

（認定）

第 12 条 知事は、前条第 1 項の審査会審査の結果、実施計画が次条に規定する審査基準のいずれにも適合すると確認されたものについて、当該協働事業提案に係る新事業分野開拓者として認定するものとする。

2 県は、前項の規定により認定したときは、申請者に認定書（第 2 号様式）を交付するものとする。

3 県は、前条第 1 項の審査会審査の結果又は前条第 2 項の規定に基づき、認定申請について不認定としたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

（実施計画の審査基準）

第 13 条 実施計画の審査基準は、次の各号に定めるところによる。

- （１）新商品等に新規性及び独創性があり、優れた使用価値を有していること。
- （２）新商品等が、住民生活の利便の増進に寄与するものであること。
- （３）新商品等の生産又は提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が適切なものであること。
- （４）実施計画が公の秩序又は善良の風俗を害するものでないこと。
- （５）実施計画が関係法令に違反するものでないこと。

(実施計画の変更)

第14条 第12条第1項の規定による認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、変更協議書(第3号様式)を提出し、その変更内容が前条の審査基準に該当することの確認を受けるものとする。

2 県は、前項の確認の結果、変更内容が審査基準に適合しないと認めたときは、変更を承認せず、若しくは認定事業者に対し是正を求め、又は次条に規定する取消しその他必要な措置を講ずるものとする。

(認定の取消し)

第15条 県は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定事業者が実施計画に従って事業を実施していないと認められるとき。
- (2) 認定事業者に重大な法令違反その他不正な行為があったと認められるとき。
- (3) 認定事業者が偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (4) 認定事業者が第3条第2項に規定する者であることが判明したとき。
- (5) 認定事業者が第9条第1項に定める新事業分野開拓者認定を受けようとする提案者の要件を満たさなくなったとき。
- (6) 認定に係る新商品等が第9条第2項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (7) 認定に係る新商品等に起因する重大な事故が生じたとき。

2 県は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を当該認定事業者に通知するものとする。

3 認定事業者は、第1項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合であっても、県に対してその補償を請求することができない。

(報告の求め)

第16条 県は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、実施計画の進捗状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。

第3章 雑 則

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、山梨県官民協働事業提案制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第10条関係）

新事業分野開拓者認定申請書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

[申請者]

所 在 地：

商号または名称：

代表者職・氏名：

印

新事業分野開拓者の認定を受けたいので、山梨県官民協働事業提案制度実施要綱第10条の規定に基づき申請します。なお、当該申請商品等は他者の知的財産権を侵害していません。

（添付書類）

【全申請者共通】

1. 実施計画
2. 新商品に関するパンフレット、写真、その他説明資料
3. 誓約書
4. 役員名簿（個人の場合は、個人事業主を記入）
5. 県税（個人県民税・地方消費税を除く）に未納がない証明（原本、発行後3ヶ月以内のもの）

【法人の場合】

6. 定款（写し）および登記簿謄本（原本）
7. 直近2期分の確定申告書の写し（税務署の受付印のあるもの）、事業報告、貸借対照表および損益計算書
※これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容などの概要を記載した書類

【個人の場合】

8. 直近2期分の確定申告書類一式の写し（税務署の受付印のあるもの）
※これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容などの概要を記載した書類
9. 住民票記載事項証明書（市町村長が発行したもの、ただしマイナンバーが記載されていないもの）

【該当者のみ】

10. 特許等の取得を証明する資料（特許証の写し等）
11. 許可・認可・資格等を証明する資料（許認可の写し等）

※申請者が山梨県の物品等競争入札参加資格を取得されている場合は、上記3、4、5の書類を省略できます。

※住民票記載事項証明書にマイナンバーが記載されているものは受理できません。

※提出された書類については、返却いたしません。また、他の目的に使用いたしません。

実 施 計 画

1 申請者（企業）

フリガナ 企業名		フリガナ 代表者名	
事業所所在地	〒		
T E L		F A X	
U R L			
フリガナ 担当者 職・氏名		E - mail	
設立年月日		資本金	
従業員数	社員： 名、パート・アルバイト： 名、合計： 名		
事業概要			

2 申請商品等の概要

(1) 新商品等の内容

[illegible]

※商品パンフレット、公的機関の評価及び許認可等がある場合はそれを証明する資料(写)を添付してください

(2) 新商品等の開発方法

該当する欄に○を記入してください

	自社開発
	共同開発
	連携企業名 : 住 所 : 〒

(3) 新商品等の売上目標

今 後 の 売 上 目 標 お よ び 実 施 時 期	決 算 期	年 月 期	年 月 期	年 月 期
	数 量			
	売 上 高	千 円	千 円	千 円

※他自治体・他業種への展開等に関する売上目標・実施時期を記載してください。

(4) 提案事業期間中における新商品等の生産・提供に必要な資金の額及びその調達方法

資金使途	調達方法	調達方法			
		自己資金	借入	出資	その他
(例)					
設備資金					
運転資金					

(5) 新商品等の価格（単価）

小 売 価 格	
納 入 価 格	
その他、購入時に発生する 費用	

(6) 県の機関における使用方法の提案

想定される分野	※ 該当する項目の□にレ印を付けてください。					
	☐ 県全体	☐ 福祉分野	☐ 環境分野	☐ 農林分野		
	☐ 商工分野	☐ 土木分野	☐ 教育分野			
	☐ その他（ ）					

具 体 的 な 使 用 方 法	
--------------------	--

第2号様式（第12条関係）

認定番号第 号

認 定 書

新事業分野開拓者

殿

新商品等の内容

山梨県官民協働事業提案制度実施要綱第12条第1項の規定に基づき、
貴殿から提出のあった協働事業提案に係る新事業分野開拓者として認定する。

令和 年 月 日

山梨県知事

第3号様式（第14条関係）

実施計画変更協議書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

[申請者]

所 在 地：

商号または名称：

代表者職・氏名：

印

令和 年 月 日付け認定番号第 号で認定を受けた新事業分野開拓者認定に係る実施計画について、次のとおり変更したいので、山梨県官民協働事業提案制度実施要綱第14条第1項の規定に基づき提出します。

1 変更事項

2 変更の理由

3 変更の内容

変 更 前	変 更 後

（添付書類） 変更後の「実施計画」